

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	31 件

埼玉国民年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から51年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、納付記録では未納となっていたとの回答を得たが、母が、私が20歳になったときに加入手続を行ってくれて以降、兄の分と一緒に保険料を納付してくれていたはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、実家の営む理容店で働いており、結婚して独立した後、申立人の実母から実家で理容店を手伝っていたころの申立人の国民年金保険料について、実母が、申立人が20歳になったときに加入手続を行って以降、申立人の実兄の分と一緒に保険料を納付していたとの話を聞いたとしているところ、申立人の実兄から同様の証言が得られている上、実兄の国民年金手帳記号番号払出日が申立人の20歳の誕生日と近いことから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間に係る同居親族である申立人の実母及び実兄の納付記録は納付済みとなっており、同居親族全員が国民年金保険料を納付していたという申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の実兄からは、申立期間当時、申立人に対し専従者として給与を支払っており、実兄が青色申告を行う際、申立人の国民年金保険料について専従者控除として申告していたという個別具体的な証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から48年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間①については、昭和49年末に特例納付により6年数か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

申立期間②については、国民年金保険料を特例納付までしているにもかかわらず、1年分だけ納付していないということは考えられない。

いずれの期間もA市役所で納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁の被保険者台帳によると、申立人は、申立期間②の直前の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料を56年1月に過年度納付しており、申立期間②の直後の55年4月から56年3月までの保険料を前納していることから、申立期間②を未納とするのは不自然である。

また、申立人が、過年度納付を行った記録がある昭和56年1月の時点では、53年1月から同年9月までは時効により保険料を納付できない期間であるが、当該期間を含む期間の保険料が過年度納付により収納されており、行政側の取扱いに瑕疵が認められる。

2 申立期間①について、申立人は、昭和48年ころ、国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を49年末に特例納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定される加入時期は55年6月末

ころであり、申立人が、当該特例納付を行ったとする 49 年末に国民年金に加入していたことが確認できないことから、その時点では、申立期間①の保険料の納付が可能であったとは考え難い。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年9月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間①については、妻がA区役所の出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付している。

申立期間②及び③については、昭和44年ころ、妻が体調を崩して仕事を続けることができなくなり、生活が苦しくなったことから、A区役所で免除申請を行った。その後、47年に妻と店を開業し、生活に余裕が出てきた48年ころ、追納勧奨の通知が来て免除期間の保険料はすべて追納した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が夫婦の国民年金保険料をA区役所で納付したとしているところ、申立期間①の直前の昭和41年4月から44年3月までの保険料は納付済みであり、また、その妻の同期間は納付済みであるにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、その妻が体調を崩して仕事をやめたことから、妻が夫婦の国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、妻の同期間の保険料は申請免除となっていることから、申立人の申立期間が未納となっていることは不自然である。

また、昭和 47 年に夫婦で開業した店の経営が順調であったことから、経済的に余裕が出てきた 48 年ころ、追納勧奨の通知が来たため、妻が当該期間の保険料を追納したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

3 申立期間③について、申立人は、昭和 45 年 4 月ころ、夫婦の保険料の免除申請を行ったとしているが、夫婦共に免除期間となっておらず、申立人の申立期間の保険料が申請免除となったことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から44年3月まで
② 昭和40年4月から41年9月まで
③ 昭和42年4月から43年3月まで
④ 昭和43年10月から44年3月まで
⑤ 昭和44年10月から45年3月まで
⑥ 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間①、②及び③については、A県B町（現在は、C市）の実家にいるころ、生活が苦しかったことから、父が国民年金保険料の免除手続を行っていた。

申立期間④については、D区役所の出張所で夫の保険料と一緒に納付している。

申立期間⑤及び⑥については、昭和44年ころ、体調を崩して仕事を続けることができなくなり、生活が苦しくなったことから、D区役所で保険料の免除申請を行った。47年に夫と二人で店を開業し、生活に余裕が出てきた48年ころ、追納勧奨の通知が来て免除期間である申立期間①、②、③、⑤及び⑥の保険料はすべて追納した。

申立期間①、②、③及び⑤の保険料が免除、申立期間④及び⑥の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、昭和37年5月の資格取得以降、申立期間④の直前の43年9月まで未納期間は無く、また、42年ころに夫

と同居し始めた後の国民年金保険料については申立人がその夫の保険料と一緒にA区役所で納付したとしているところ、夫の同期間の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間⑤について、申立人が体調を崩して仕事をやめなければならなくなり、生活が苦しくなった昭和44年ころ、申立人が夫婦の国民年金保険料の免除申請を行い、その後、47年に夫婦で開業した店の経営が順調で、経済的に余裕が出てきた48年ころ、追納勧奨の通知が来たことから、当該期間の保険料を追納したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

3 申立人は、B町に在住していた申立期間①、②及び③については、その父の申請により保険料が免除されていたが、昭和48年ころ、当該期間を含む免除期間の夫婦二人分の保険料として、一人当たり月額保険料900円の2か月分である1,800円の夫婦二人分を毎月納付し、1年間で追納し終えたとしているが、申立人が追納したとしている保険料額の合計は、夫婦二人分の1月当たり納付額3,600円の12か月分で4万3,200円となる一方、当該期間を含む夫婦の保険料免除期間を追納した場合の保険料額は1万8,000円であり、金額が乖離している。

また、申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、これらの申立期間について、国民年金保険料の追納を行った状況が不明である。

4 申立期間⑥について、申立人は、昭和45年4月ころ、夫婦の免除申請を行ったとしているが、夫婦共に免除期間となっておらず、申立人の申立期間の保険料が申請免除となったことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から同年 11 月までの期間、53 年 2 月から同年 5 月までの期間、54 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 53 年 2 月から同年 5 月まで
③ 昭和 54 年 5 月及び同年 6 月

申立期間の国民年金保険料は、私自身が妻の保険料と一緒に A 町役場で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無の上、申立人の善良な人柄について友人である行政書士の証言があり、その主張の信憑性は高いと考えられる。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をその妻の保険料と一緒に A 町役場で納付したはずであると主張しているところ、当時、同町役場では保険料の収納を行っていたことが確認できる上、妻の申立期間①、②及び③の保険料はすべて納付済みであり、申立期間①中の昭和 52 年 3 月に 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、申立人が自分自身の保険料を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③と同様の厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和 46 年 10 月には、国民年金への加入手続を適切に行い保険料を滞りなく納付していることから、年金制度切替えの手続については認識していたものと認められる。

加えて、A 町役場には昭和 54 年 7 月 1 日に B 健康保険組合の資格を取

得したことを示す健康保険被保険者証の写しが保管されていることから、本証は申立期間③の間に加入していた国民健康保険の資格喪失手続の際に町役場に提出したものと考えられ、国民健康保険資格得喪の手続を町役場で行っているのに、申立期間の国民年金保険料を未納のままとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①及び②については、昭和 55 年 4 月に A 町役場（現在は、B 市役所）で夫と共に国民年金の加入手続を行い、その後、子供の給食費の口座振替をするため自分名義の口座を C 農協 D 支店に開設したことがきっかけで、国民年金保険料を口座振替にて納付してきた。申立期間①については、C 農協 D 支店の通帳を一部保管しており、口座振替されていることが確認できる。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月にその夫と共に A 町役場にて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を C 農協 D 支店の口座振替により納付したとしているところ、申立人が所持していた同支店の普通預金通帳から、55 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が口座振替により納付されたことが確認でき、同支店が保管していた申立人の預金元帳にも申立期間のすべての保険料が口座から引き落とされている記録が確認できることから、申立人の申立期間の保険料は納付されたものと認められる。

また、申立期間①及び②の間の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料については、申立人の預金通帳及び預金元帳では各月 22 日に口座振替により納付されているが、社会保険庁の記録では 61 年 4 月から 6 月までの保険料は 63 年 7 月 28 日に、61 年 7 月から 62 年 3 月までの保険料は 63 年 10 月 7 日に納付された記録となっており、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 11 月から 44 年 6 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 6 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 53 年に会社を辞めた後に A 区役所で国民年金の加入手続を行った。区役所で印紙を購入し手帳に貼った記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間を含む昭和 44 年度の国民年金保険料は、社会保険庁のオンライン記録では、4 月から 6 月までが未納として 9 か月間の納付記録となっているが、同年度の 7 月から 9 月までの保険料が同年度の 10 月 6 日に納付されているにもかかわらず、特殊台帳では 6 か月間の納付記録となっており、B 市の被保険者名簿でも 4 月から 6 月までの保険料は納付済みとなっているなど、行政側の記録管理に齟齬が見られる。

また、申立人は、昭和 44 年 4 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続をした際、43 年 11 月からの国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしており、国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人が所持している国民年金手帳の発行日から同月に加入手続を行ったと推認でき、当該時点で申立期間は現年度納付できる期間であることから申立人の主張に信憑性が認められる。

2 申立期間②については、昭和 46 年度の国民年金保険料について、同年 10 月から 47 年 3 月までの保険料を 46 年 10 月 16 日に納付し、47 年

2月5日に46年度の保険料を納付していることから、47年2月19日に46年10月から47年3月までの保険料を二重徴収として、46年4月から同年9月までの期間及び47年4月から同年9月までの期間に充当する旨のハガキが送達されているものの、6か月間の二重徴収として、46年度の6か月間及び47年度の6か月間について充当し、制度上、優先的に充当すべき充当対象期間から外れており、当該保険料の充当の際に、より廉価である過年度納付可能な申立期間②の保険料が未納のままになっているのは不自然である。

- 3 申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われている。
- 4 社会保険庁の記録には、充当記録及び還付記録が無く、特殊台帳に記録すべき充当記録も記載されていないなど、記録管理に不備が見られる。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から60年12月まで
② 平成4年4月から5年3月まで

申立期間①当時は精肉店、②当時は配管工の仕事をしていたが、いずれの期間もA農協B支店から来ていた集金人に、公共料金や火災保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。

申立期間②については確定申告書もあるので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する平成4年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には国民年金保険料として申立期間②の保険料額とおおむね一致する23万2,800円と記載されている。

また、申立人は、申立期間②前後の保険料を納付し、申立期間②以後60歳まで保険料を完納していることから、申立期間②についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、社会保険庁の記録から申立期間①直後の昭和61年1月から平成元年3月までの国民年金保険料は、昭和63年4月以降に7回にわたって過年度納付されていることが確認できる上、申立人はその夫と営んでいた店を59年に廃業したと申述していることから、申立期間①の保険料を納付することは困難であったものと考えられる。

また、申立期間①は57か月と長期間である上、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書

等) も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 60 年 12 月まで
② 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

申立期間①当時は精肉店、②当時は配管工の仕事をしてしたが、いずれの期間もA農協B支店から来ていた集金人に、公共料金や火災保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。

申立期間②については確定申告書もあるので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する平成4年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には国民年金保険料として申立期間②の保険料額とおおむね一致する23万2,800円と記載されている。

また、申立人は、申立期間②前後の保険料を納付し、申立期間②以後60歳まで保険料を完納していることから、申立期間②についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、社会保険庁の記録から申立期間①直後の昭和61年1月から平成元年3月までの国民年金保険料は、昭和63年4月以降に7回にわたって過年度納付されていることが確認できる上、申立人はその妻と営んでいた店を59年に廃業したと申述していることから、申立期間①の保険料を納付することは困難であったものと考えられる。

また、申立期間①は57か月と長期間である上、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書

等) も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が還付されたことになっていたが、還付された記憶は全く無く、また還付されたとしても還付される理由が無い誤った還付なので、申立期間について納付したものと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料領収証書により、申立期間の昭和61年4月から62年3月までの保険料が61年5月2日に前納されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和61年4月1日に厚生年金保険等への加入により国民年金の強制加入被保険者資格を喪失したとされているが、申立人が同日に被用者年金に加入した記録は確認できないことから、事実と異なる資格喪失手続が行われたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から53年3月まで

国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度を知り、夫婦一緒に国民年金に加入して一括で納付した。妻は日本国に帰化した昭和47年1月の分までしかさかのぼって納付できなかったことを記憶している。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入して、一括で国民年金保険料を納付したと主張するところ、国民年金手帳記号番号は昭和54年3月22日に夫婦連番で払い出され、夫婦の納付日が判明している期間の納付時期をみると夫婦同日となっており、加えて、特殊台帳の記録によると、51年1月から53年3月までの申立人の妻の保険料は、54年1月に一括納付した記録があり、申立人の主張に不自然さはない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人の妻に係る保険料が昭和54年1月に納付されていることから、申立人及びその妻は、第3回特例納付の実施期間内に国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと推認できる上、申立人のA市役所内で納付したとの主張は具体的であり、当時A市役所に設置されていた金融機関の窓口の状況とも一致する。

さらに、一緒に納付した申立人の妻の納付金額は申立人の半分程度であった等の申立人の主張は、申立期間の保険料額からみて整合的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月及び54年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月
② 昭和54年4月から同年9月まで

結婚後、昭和41年9月にA市で国民年金に任意加入した。加入後は忘れることなく国民年金保険料を納付してきたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年9月にA市で国民年金に任意加入し、加入後は申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高いと認められる。

また、申立人が記憶している申立期間①及び②の国民年金保険料額、納付場所、納付方法等は当時の状況と符合しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①及び②の前後は納付済みである上、申立人の経済状況等に大きな変化は見当たらないことから、1か月及び6か月と短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年3月まで

会社退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付した記憶もある。当時は、実家から洋裁学校に通いながら、アルバイトをして暮らしていたが、退職金や社内預金もあり、国民年金保険料を納付することに困ることはなかった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付し、その3か月分の金額が3,300円であったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月28日に払い出されており、払出日からすると、過年度納付が可能な50年1月から51年3月までの国民年金保険料額が1か月1,100円であったこと、A市役所では、当時、年金受給資格期間25年の資格期間を満たすように積極的に過年度分の保険料納付書を発行していたとしていることから、申立人は、50年1月以降の過年度分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間以降は未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年9月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（52年3月28日）からすると、時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち昭和49年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA局における資格取得日は昭和57年4月15日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月15日から同年4月20日まで

昭和57年4月15日付でB（現在のC）のD支社からA局（昭和58年10月1日でE支社に名称変更）へ異動になったが、社会保険庁の記録では同年4月20日に資格取得となっているので、同年4月15日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁で保存している厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、BのD支社において昭和57年4月15日に資格を喪失し、同月20日にA局で資格取得と記載されている。

しかし、申立人が所持していたB作成の履歴カードには、昭和57年4月15日付でA局への辞令が記載されており、また、現在のCでもこの履歴カードを正式なものとしており、申立人の異動がこの履歴カードに記載されている日付に間違いがないことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人のBのD支社からA局の異動に伴う厚生年金保険の資格取得日は、昭和57年4月15日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（以下「AのB工場」）における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月2日から同年3月1日まで

AのB工場に昭和44年3月31日に入社し、厚生年金保険被保険者となった。48年3月1日にA株式会社のグループ会社である株式会社C（以下「C」）に出向したが、継続して厚生年金保険被保険者だと思っていたところ、ねんきん特別便により48年2月2日から同年3月1日までの1か月の記録漏れが判明した。同日付けで同様に出向した同僚は、第三者委員会に申立てをし、あっせんされている。当該申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社からの回答、同社の社長名による平成6年6月25日付けの継続勤務25年間の表彰状、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人がAのB工場及びCに継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主からは、Cは昭和47年10月4日付けで新規設立された会社であり、同会社設立の際の資格の得喪手続において事務処理上の誤りがあったと考えられるとの回答があり、同じグループ企業間の異動であることから、申立期間の厚生年金保険料については給与から控除があったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAのB工場における昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が昭和48年2月2日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成8年7月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月12日から同年7月12日まで

申立期間当時、有限会社AにはB夫妻の他に同僚が3人いて、自分を含めて4人一緒に平成8年7月に退社したが、1か月早く退職になっている。同年6月にやめた覚えはないので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、申立人が有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、有限会社Aから提供のあった給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける平成8年5月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を控除し納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案1065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店の資格取得日に係る記録を昭和40年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月11日から同年9月1日まで

昭和38年4月1日から43年3月31日まで継続して、C（後にAに改称）に勤務した。40年5月11日に株式会社AのB支店に転勤となり継続して勤務していたので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和40年5月11日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の株式会社AのB支店における昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 4 月 15 日に喪失した旨の届出及び 21 年 5 月 1 日に資格を取得し、23 年 4 月 9 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 19 年 6 月から 20 年 3 月までの標準報酬月額は 150 円、21 年 5 月から 23 年 3 月までの標準報酬月額は 600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 25 年 3 月 31 日まで
父の遺品に、昭和 20 年 12 月の A 株式会社の給与明細書があり、労働年金 11 円が控除されている。同社は戦後、B 株式会社となり、同一住所から推測すると、後に勤務した株式会社 C に社名変更したと思われる。また、父は株式会社 D に昭和 14 年 4 月から勤務しているので、父の厚生年金保険の加入時期を厚生年金保険となった 19 年 6 月 1 日に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三男が、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 4 月 14 日までの期間及び 21 年 5 月 1 日から 23 年 4 月 8 日までの期間については、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が 19 年 6 月 1 日から 20 年 4 月 14 日までの期間は、株式会社 D に、21 年 5 月 1 日から 23 年 3 月 8 日までの期間は E 株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 19 年 6 月から 20 年 3 月までは 150 円、21 年 5 月から 23 年 3 月までは 600 円とすることが妥当である。

一方、その他の申立期間については、昭和 20 年 12 月 1 日付けの B 株式会社の技手を命ずる辞令があることから、当該事業所における勤務実態は確認できる。しかしながら、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる関連資料及び周辺事情も無い上、申立人の三男は、申立人が昭和 25 年 4 月から勤務した株式会社 C の住所と、A 株式会社の住所が同じであることから、社名を変更した同一会社であると申し立てているが、株式会社 C の元事業主は「A の場所を間借りしていたらしいが、C とは別会社である」と供述している。

また、申立人の遺品の A 株式会社の 12 月の給与明細書については、年の記載が無いため、昭和 20 年 12 月分のものとは特定できないこと、また、未統合となっている厚生年金保険被保険者台帳の株式会社 D と E 株式会社の厚生年金保険被保険者期間とも、同一記号番号であることを踏まえると、その間の空白期間を A 株式会社の被保険者期間であるとは特定することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 26 年 7 月 1 日）及び資格取得日（昭和 27 年 5 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 5 月 1 日まで
株式会社Aには、昭和 25 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで勤務した。この間に転勤があり、昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 4 月 30 日までは株式会社AのB出張所に勤務したが、同出張所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。Aには継続して勤務していたのに、被保険者期間に欠落があるのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおいて昭和 25 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、26 年 7 月 1 日にいったん資格を喪失した後、再度 27 年 5 月 1 日に同社において資格を取得しており、26 年 7 月から 27 年 4 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間に株式会社AのB出張所に正社員として勤務し、所属部署や仕事内容も同じであった元同僚は、申立人が同期間において同出張所に正社員として継続して勤務しており、従事業務内容及び勤務形態の変更は無かったとしており、この供述から判断すると、申立人が同出張所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該同僚、上司及び他の同僚は、いずれも株式会社A本社におい

て申立期間の厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から判断すると1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事実を確認できる資料は保存されておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年7月から27年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社AのB工場における資格取得日に係る記録を昭和57年9月21日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年9月21日から同年10月9日まで

昭和40年4月1日にC株式会社(株式会社Aの関連会社)に入社し、その後、平成9年3月21日の退職まで切れ目なく株式会社A及びD株式会社(株式会社Aの関連会社)に勤務している。

昭和57年9月21日から57年10月9日までの申立期間においては株式会社AのB工場に勤務しているが、この期間が被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された辞令書、人員配置表及び同僚の供述から、申立人は株式会社A及びD株式会社に継続して勤務しており、申立期間においては、昭和57年9月1日付けの辞令書により、出向先のD株式会社への出向が解かれ、株式会社AのB工場に復帰していたことが認められる。

そして、事業主及び同僚とも、申立人が申立期間において株式会社AのB工場に勤務していたこと、給与支払は一貫して株式会社Aが行っていたことを供述しており、このような勤務の継続性及び給与支払いの状況から判断すれば、申立人は、申立期間の昭和57年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB

工場における昭和 57 年 10 月の社会保険事務所の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険の離職日が昭和 57 年 9 月 20 日、厚生年金保険の記録における資格喪失日が 57 年 9 月 21 日であり(厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日であり)、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和42年4月1日であると認められることから、申立期間に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年1月は1万2,000円、同年2月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から42年3月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から42年5月25日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和41年1月1日になっている。しかし、実際の同社の退職日は42年5月24日なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、株式会社Aは昭和41年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できるところ、当該事業所における申立人の被保険者原票において、同社が適用事業所でなくなった後の41年10月の標準報酬月額の定時決定の記録を、二重線で抹消していることが確認できる。

また、当該原票から、申立人の資格喪失年月日は、昭和41年1月1日と記載されているものの、健康保険被保険者証の返納年月日を42年4月10日とする滅失の処理がされており、資格喪失記録を社会保険庁へ進達した年月日は同年4月12日と記載されていることが確認できる。

これらのことから、当該事業所における厚生年金保険適用事業所の全喪失日に係る記録については、昭和42年4月に、41年1月1日へさかのぼって処理されると同時に、申立人の被保険者資格もさかのぼって喪失処理されたと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年10月の算定記録を取消し、41年1月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所における全喪日の処理が42年4月に行われていることから判断すると、42年4月1日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の取り消された標準報酬月額の変更記録から、昭和41年1月は1万2,000円、同年2月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から42年3月までは2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年4月1日から同年5月25日までの期間については、当該事業所の代表者は既に亡くなっており、当時の関係資料等を得ることはできなかった。また、連絡先の判明した複数の同僚等に照会を行ったが、当該期間に係る供述は得られなかった。

このほか、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年8月31日から56年1月5日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を56年1月5日に訂正し、同期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月21日から同年6月21日まで
② 昭和55年8月31日から56年1月15日まで
株式会社Aに昭和55年3月21日に入社し、退職したのは、56年1月15日である。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和56年1月15日まで、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所が保管する同社に係る事業者別被保険者名簿によると、55年8月31日に資格喪失した申立人の資格喪失届を56年1月5日に受け付けるとともに、健康保険証の返納も記載されており、同社を55年8月31日に資格喪失している同僚19人についても申立人と同様な事務処理がなされている上、そのうち2人の同僚は55年10月の定時決定も取り消されている。また、同名簿によると、ほかにも8人の同僚は資格喪失日（55年9月が4人、同年10月が2人、同年11月が2人）を55年8月31日に訂正する処理が56年1月5日になされ、9人の同僚は資格取得（55年8月が1人、同年10月が5人、同年11月が2人、同年12月が1人）の取得取消処理が同日になされており、かつ、これらの訂正処理前の

記録から、56年1月5日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、このような資格の喪失等の処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所において資格喪失届が受け付けられた昭和56年1月5日であると認められる。

また、昭和55年8月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける社会保険庁の同年7月の記録から22万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、株式会社Aは既に破産廃止となっており、当時の事業主から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることもできないなど、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人に係る雇用保険の被保険者記録については、昭和55年6月21日から56年1月15日までの記録は確認できるものの、申立期間①については確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年11月4日から34年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A所における資格喪失日（33年11月4日）及び資格取得日（34年9月1日）を取り消し、33年11月から34年8月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月18日から33年4月25日まで
② 昭和33年11月4日から34年9月1日まで

社会保険庁の記録によれば、A所における厚生年金保険の被保険者期間が昭和32年5月18日から勤務しているはずなのに、33年4月25日からになっている。

また、途中退職をしていないのに、昭和33年11月4日から34年9月1日まで未加入になっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、Bが保管していた人事記録により申立人がA所に勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年4月25日であることが確認でき、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、当該事業所は既に廃業（昭和42年6月1日に全喪しているが、同住所に現在、Cがある。）しており、申立てに係る事実を確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

一方、申立期間②については、Bが保管していた人事記録から判断すると、申立人がA所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA所における人事記録に記載されている日給から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、Cでは、申立期間当時の資料は保存されていないため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、資格の取得及び喪失や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年11月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月末、経営していた合板会社が倒産し、個人的に多額の借財を背負うこととなり、生活に困って相談した A 区役所で国民健康保険へ加入し、子供の就学扶助やその他の減免を受ける手続をした。その際、夫婦共に申立期間の国民年金の保険料免除の申請手続もしたので、申立期間が申請免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月末、夫婦で営む合板製造販売会社が倒産して生活困窮に陥ったことから、その妻が A 区役所へ出向いて国民健康保険への加入や就学扶助等の申請をした際、申立期間の国民年金保険料についても夫婦共に納付免除の申請をしたとしているが、申立人夫婦は国民年金への加入手続をした記憶は無く、国民年金手帳が交付されたことも無いとしており、申立期間以前に申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できないことから、保険料の免除申請に先立ち必要となる申立期間の国民年金への加入の事実が夫婦共に確認できない。

また、申立人夫婦は、保険料の免除申請手続の記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされたことを示す関連資料も無いことから、その状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月末、経営していた合板会社が倒産し、個人的に多額の借財を背負うこととなり、生活に困って相談した A 区役所で国民健康保険へ加入し、子供の就学扶助やその他の減免を受ける手続きをした。その際、夫婦共に申立期間の国民年金の保険料免除の申請手続きもしたので、申立期間が申請免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月末、夫婦で営む合板製造販売会社が倒産して生活困窮に陥ったことから、A 区役所へ出向いて国民健康保険への加入や就学扶助等の申請をした際、申立期間の国民年金保険料についても夫婦共に納付免除の申請をしたとしているが、申立人夫婦は国民年金への加入手続きをした記憶は無く、国民年金手帳が交付されたことも無いとしており、申立期間以前に申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できないことから、保険料の免除申請に先立ち必要となる申立期間の国民年金への加入の事実が夫婦共に確認できない。

また、申立人夫婦は、保険料の免除申請手続きの記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされたことを示す関連資料も無いことから、その状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月まで
申立期間については、夫の保険料と共に、自宅に積立金の集金にきていた A 銀行 B 支店の集金人に、積立金と一緒に渡して納付していたと思う。一緒に納付していた夫は納付済みとなっているのに私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に結婚した後、C 市役所から国民年金の加入勧奨の通知が送付されたため、夫婦一緒に加入したとしているが、加入手続に関する記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、48 年 6 月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金にきていた A 銀行 B 支店の行員に夫の分と一緒に渡して納付したとしているが、その記憶はあいまいであり、C 市では、昭和 44 年 4 月に保険料の収納方式が印紙検認方式から納付書方式へ変更されていることから、申立期間のすべてについて銀行員による保険料の集金が行われていたかについても不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1985

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月

昭和 48 年 2 月 26 日に国民年金の資格を取得しており、また、加入当初から、国民年金保険料を銀行口座引落としにより納付していたと思うが、美容院を経営していたので、初めは売上金を集金に来ていた取引先の A 組合の職員に国民年金保険料の納付を依頼した記憶もあり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年の年頭の早い時期にその夫が、国民年金保険の加入手続を行い、この時から申立期間の国民年金保険料の納付を始めたとしているが、B 市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は 48 年 11 月 15 日に国民年金資格取得手続きを行い、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立の内容と相違している。

また、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、同期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から48年12月まで

私は、20歳を過ぎてから父の勧めで、市の出張所において国民年金の加入手続をした。未納期間について後から2回に分けて支払った記憶がある。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした後に未納期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和52年1月に払い出されたことが社会保険庁の記録により確認でき、その時点では申立期間は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、申立人は特例納付実施期間中に保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年6月まで

私は、大学生のころ、母に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は、母から送ってもらったお金から納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成6年4月14日に5年8月から6年3月までの期間及び6年8月31日に同年4月から同年8月までの期間の保険料をまとめて現年度納付し、6年8月30日に過年度納付可能な4年7月から5年3月までの期間の保険料を過年度納付しており、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料について、申立人の母が納付したと主張しているが、その母は夫が保険料を申立人に送金したとしているものの、その夫も具体的にどのように納付したか覚えていないなど、申立人及びその両親ともに記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続は行ったが、申立期間の保険料を納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から54年3月まで

昭和49年の春ごろ、国民年金保険料の未納の期間を20歳までさかのぼって納めることができる特例の期間があるという話を、当時姉から聞いた。そのため、A市役所で国民年金の加入手続をして納付書ももらい、市役所庁舎内のB銀行出張所で保険料を納めた。7、8万円くらいをまとめて納めたと記憶している。その後は、B銀行C支店の口座から振替により納付していると思う。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和49年ごろに特例納付をし、その後は口座振替により国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年8月31日に払い出されていることから、49年ごろに特例納付を行うことはできず、申立期間の保険料を口座振替により現年度納付することができない。

また、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できない上、申立人も別の国民年金手帳を交付された記憶が無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から48年9月まで
昭和46年ころ、特例で国民年金保険料を納付できる制度があることを知り、会社を退職して国民年金に加入した。39年9月までさかのぼって保険料を納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ころ特例で国民年金保険料を納付できる制度があることを知り、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとしているが、申立人が納付したとする保険料額、納付時期等の記憶は曖昧であり、納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、第2回特例納付で申立期間前の昭和38年3月から39年3月までの期間を、第3回特例納付で39年4月から同年8月までの期間の計18か月間の納付を行っているが、これらは申立人が60歳までに300月の受給資格期間を満たすために納付したものと考えるのが自然であり、申立人は、これら期間の納付の記憶と申立期間の納付を混同している可能性も否定できない。

なお、申立人が厚生年金保険の脱退手当金を受給した期間のうち23か月間は受給資格期間に加算できる期間であるが、何らかの理由でこの期間が意識されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から46年10月まで
会社を退職し、結婚するまで家業のクリーニング店の仕事を手伝っていた。申立期間については、母親に国民年金の加入手続をしてもらい、母親が家族の国民年金保険料と一緒に自分の保険料も納付していたので、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月30日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年9月まで

平成9年に国民年金に加入し、それ以後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきた。申立期間当時は、確定申告書を税務署に提出しており、確定申告書には納付した国民年金保険料額も記載している。申立期間について、妻の納付記録があるのに私の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、税務署に提出した確定申告書に、納付した保険料額を記載していると主張しているが、申立人の平成14年分の確定申告書の写しをみると、記載されている保険料額は1年間の一人分の保険料額であることが確認できる上、申立人は14年1月から同年9月までの9か月分を納付したとしていること、申立人の妻は同年1月から同年12月までの1年間分の保険料を納付していることから、当該確定申告書に記載されている保険料額は、申立人の妻の分であると考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い上、申立人の妻は、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料2万6,600円を信用金庫で納付したとしているが、この保険料額は、夫婦二人の納付記録がある平成10年4月から13年3月までの夫婦二人の1か月分の保険料額でもあることから、当該期間の保険料額と誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から54年3月まで
昭和41年3月にA地の短大を卒業し、実家(B町)に戻った時に、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料も母親が納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大卒業後、実家で申立人の母親が、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、母親は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和54年5月18日であることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から54年3月まで

A市（現在は、B市）で美容室を開業した翌年の昭和44年に、A市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料も、自宅に送られてくる納付書に現金を添えて、A市役所か銀行で納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市から転居後の昭和56年5月6日に払い出されており、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されたとは考え難い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は112か月と長期間であるとともに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月及び同年4月から52年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月
② 昭和51年4月から52年11月まで

昭和51年1月に会社を退職し、別の会社に就職したが、その会社が厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所で国民年金に加入した。その後、52年12月に厚生年金保険に加入するまで、妻が国民年金保険料を納付していた。領収証書があったことから一部の期間については納付済みに訂正されたが、他の期間も納付していたので、申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額、納付方法、納付場所等の記憶が曖昧^{あいまい}で、具体的な納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立期間①については、平成18年12月に厚生年金保険被保険者資格の喪失時期が記録訂正されたため未納となった期間であり、申立期間①当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から55年6月まで
申立期間については、会社を退職し、A市で国民年金に加入し、妻と二人分の国民年金保険料を納付していた。妻は納付済みとなっており、自分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A市で国民年金の加入手続きを行い、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額、納付方法、納付場所等の具体的な記憶が無く、納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立期間は、平成8年2月に国民年金の加入資格が追加されたため未納となった期間であり、申立期間当時は保険料を納付することはできなかったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 5 日から 42 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社の資格取得日が、昭和 42 年 6 月 1 日となっているとの回答をもらった。同社には、41 年 12 月 5 日から勤務していることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社から提出された昭和 42 年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立人の厚生年金保険料については、同年 5 月までの給与から控除はなく、同年 6 月以降毎月控除されていることが確認できる。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険等の社会保険料は、当月控除方式をとっていたとしており、同年 5 月分までの給与から控除されていないことから、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

なお、当時の代表者は既に亡くなっているが、当時の代表者の妻は、「申立期間当時、一定期間の見習い期間を設けており、厚生年金保険は一定期間の見習い期間経過後に加入手続を行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 12 月 1 日まで
② 平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 12 月 1 日まで

申立期間①は、A株式会社(現在は、B株式会社)に勤務していた。申立期間②も、B株式会社に勤務して業務に従事しており、いずれも厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間①及び②が未加入期間となっているのは納得できない。申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答により継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人は週払い制の臨時雇用員としての採用であったことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の届出はしておらず、申立人の給与から雇用保険の保険料だけを控除していた。」と供述している。

また事業主から提出された平成 12 年分から 14 年分までの所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額は、雇用保険料相当額であることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録により平成 10 年 3 月から申立期間①及び②を含む 17 年 5 月まで、国民年金の保険料を納付又は免除申請手続を行っていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ころから22年ころまで
昭和21年から22年にかけて1年半ほどの期間、A地で勤務していたが、同じ事業所に勤務していた同僚は厚生年金保険に加入していたので、申立期間における私の厚生年金保険加入について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の具体的な説明及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和23年12月1日付けB省からの通知により、当該施設労務者が厚生年金保険が適用されたのは24年1月以降からであり、当該事業所であるC所が厚生年金保険の事業所として適用を受けたのは、社会保険事務所の記録から24年4月1日であることが確認できる。

また、申立人の同僚が当該事業所に勤務したのは昭和20年11月ころからであったとしているが、社会保険事務所の記録により、その同僚が厚生年金保険に加入したのは24年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 10 日から 32 年 4 月 14 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間が脱退手当金を受給したことになっているが、私は受給していない。会社を退職した時は、一身上の都合により休職していて自宅にいた。申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社の被保険者名簿を調査したところ、申立期間前後に勤務していた女性 56 名のうち、同社退職後に脱退手当金を受給した 31 名の脱退手当金の支給決定は、資格喪失後 5 か月以内になされている上、脱退手当金を受領した者 4 名は脱退手当金の申請を同社にしてもらい受給したと供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であることなどを踏まえると、申立人の脱退手当金に係る請求についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 5 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 6 月から 9 年 12 月までの標準報酬月額が相違している^{そきゅう}ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表者を務めていた A 株式会社は、社会保険庁の記録により、平成 10 年 1 月 31 日に全喪しており、申立人のみが、8 年 6 月の随時改定並びに同年及び 9 年の定時決定時の標準報酬月額が、10 年 3 月 5 日に遡及して減額訂正され、また、同日に被保険者資格の喪失（10 年 1 月 31 日）がなされている一方、従業員の標準報酬月額及び資格喪失日については訂正されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかったとしているものの、申立期間に係る厚生年金保険料の滞納を認めており、かつ、保険料の納付に責任を負うべき代表取締役社長であったことから、申立人が標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正に関与していたものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成2年1月1日から3年6月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年6月1日から4年6月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月1日から3年6月1日まで
② 平成3年6月1日から4年6月30日まで

社会保険庁の記録によると、有限会社Aに勤務していた期間のうち平成2年1月から3年5月までの標準報酬月額が20万円になっているが40万円に、またB株式会社に勤務していた全期間である3年6月から4年5月までの標準報酬月額が20万円になっているが45万円になるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が代表者を務めていた有限会社Aは、社会保険庁の記録により、平成3年6月29日に全喪しており、申立人のみが全喪時において被保険者であり、2年4月及び同年11月の随時改定並びに同年の定時決定時の標準報酬月額^{そきゅう}が、3年7月8日に遡及して減額訂正され、また、同日に資格喪失がなされている。

しかしながら、申立人は、申立期間①に係る保険料の滞納を認めているとともに、社会保険事務所に呼び出された際に、「保険料の支払いについて書類を書かされた」と供述しており、かつ、保険料の納付に責任を負う代表取締役であったことから、申立人が申立期間①の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正に関与していたものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上妥当でなく、申立期間①については、申立人の厚生年金保険料の当該期間に係る標準報酬月額（標準報酬）の記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、申立人が代表者を務めていたB株式会社は、社会保険庁の記録により、平成4年6月30日に全喪しており、申立人のみが全喪時において被保険者であり、5年3月25日に遡及して資格喪失がなされているが、申立人が主張する標準報酬月額での届出は、なされていないことが確認できる。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、社会保険庁の記録によると、平成3年6月1日の厚生年金保険の資格取得及び同年10月1日の報酬月額算定基礎届以降に標準報酬月額の訂正届はなされておらず、代表取締役の申立人が、申立期間②に係る標準報酬月額の変更届等を行った形跡も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 12 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、Aの臨時補充員として、昭和 39 年 8 月 12 日から 40 年 3 月 23 日までB局に勤務した。このため、C共済年金に加入していると思っていたが、最近、加入していないことを知った。

しかし、この期間は厚生年金保険の加入対象期間であるので、社会保険庁の記録では未加入となっているが、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局の勤務証明書及び同僚の供述により、申立期間において申立人が同局に勤務していたことが認められるものの、社会保険庁の記録によると、同局が厚生年金保険の新規適用事業所となった時期は昭和 40 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人より以前に同局に採用され、申立期間において臨時補充員として勤務していた同僚は、「Aが厚生年金保険の新規適用事業所となる以前には厚生年金保険に加入しておらず、新規適用となった昭和 40 年 2 月 1 日付けで辞令が交付されて厚生年金保険に加入になった」等と供述している。

さらに、事業主は、申立期間において申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届及び保険料控除の有無について不明であるとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月16日から30年6月30日まで

申立人は平成19年6月18日に死亡している。申立人が残した履歴書によると、昭和24年8月からA区の株式会社Bに勤務していた。C社会保険事務所で調べていただいたところ、名前の読み違いがあり(本名は「D」と読むところを「E」となっている)、昭和26年10月から11か月、30年7月から2か月の記録が判明したが、27年9月から30年6月までの期間(34か月)が不明のため調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人の勤務実態について、事業主は、当時の社員名簿及び履歴書綴りには申立人の氏名は確認できないとしている上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険庁が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であることが確認できる複数の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 10 日から 35 年 6 月ころまで
申立期間について、当時の給与明細書は持っていないが、株式会社 A に勤務していた。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者記録が無い上、申立人と同様にフルタイムで勤務していたとする同僚 3 人についても、被保険者記録が無い。

さらに、申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、3 人の同僚が、各々自身の加入時期について、入社から「2、3 年経過後」、「7 か月経過後」及び「4 か月経過後」であった、と回答しており、そのうちの 1 人は、「弟は臨時職員という扱いで採用され、採用後 3、4 年間勤務したが、厚生年金保険の加入手続がなされなかった」と供述している。このことから、事業主は、当時、一部の従業員については、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 24 日から 17 年 4 月 16 日まで
社会保険事務所の記録では、平成 11 年 6 月 24 日から 17 年 4 月 16 日までの期間に係る標準報酬月額が実際の給与支払額に見合うそれよりも低く記録されている。源泉所得税追徴税額を提出するので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は株式会社Aに入社の際、総務担当者から、「給与の一部の金額を妻の給与として付け替え、残額を給与として支払う。」という申立人の妻の勤務実体の無い雇用契約を勧められこれに承諾した。

このことにより、税務署から会社に追徴課税が課され、追徴された源泉所得税追徴税額を申立人本人が支払うことになった。

申立人はその妻の給与として付け替えた分を、申立人の給与分として認めてほしいと主張しているが、当時の妻の給与明細書は、厚生年金保険料及び健康保険料は初めから控除されていない上、申立人の給与明細書における厚生年金保険料額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していることから、社会保険庁の記録は申立人のみの給料から適正に処理されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 46 年 12 月まで

申立期間①及び②当時は、A株式会社に勤務していた。

保険料が給与控除されていたか記憶は定かではないが、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が、A株式会社に、ほとんどの期間勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の保管する当該期間に係るA株式会社の事業所別厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、同名簿から、当該期間には同社が厚生年金被保険者資格取得届の届出をしていなかったことが確認できる。

申立期間②について、申立人が共に勤務したと主張している二人の同僚の供述及びA株式会社での厚生年金保険被保険者資格記録が確認できる他の同僚の供述からは、申立人の勤務実態は確認できなかった。

また、当該期間に係る同社の事業所別厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

さらに、A株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険に関する書類は保管されておらず、当時の事情を知る従業員も在職していないとしており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月ころから29年5月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には昭和25年11月ころから29年5月ころまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の供述及びA病院に保存されていた申立人に係る採用及び退職の稟議書により、昭和25年12月15日から29年5月31日まで、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人のことを覚えている同僚は、申立人が当該事業所を辞めてしばらくしてから、当時の事務長から「今度、厚生年金が適用されることになった。そのときは、給料から保険料が引かれるようになる。」と説明を受け、以降保険料控除されるようになったと供述している。その他の複数の同僚も、厚生年金保険についての説明があった後、保険料控除が始まったとしている。

さらに、事業主は、前記稟議書以外の人事記録や給与明細等を保有していないが、適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはないはずだと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 22 日から 32 年 10 月まで
昭和 20 年 12 月に A 有限会社に入社し、32 年 10 月に退職するまで継続して勤務していたが、20 年 12 月から 22 年 2 月までの期間及び 26 年 1 月 22 日から 32 年 10 月までの期間の加入記録が無かった。20 年 12 月から 22 年 1 月までは、未加入であったという認識であったが、26 年 1 月 22 日から 32 年 10 月までは、厚生年金保険に加入していたと記憶している。会社からは途中退職などの説明を受けたこともなく、厚生年金保険料を支払っていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出を受けた写真により、申立人が A 有限会社に申立期間当時勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする B 区 C 町所在の A 有限会社は、社会保険庁の記録によると厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A 有限会社と事業主名が同じで、商号が同社と類似し、B 区 C 町に存在した A 所についても調査したところ、適用事業所であることが確認できたが、同工業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人が、昭和 26 年ごろ D 市から B 区 C 町に異動したと供述しているため、D 市所在の A 有限会社でも同様に調査したが、申立人の申立期間における記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について同僚等の供述を

得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、A有限会社は既に解散しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
平成 7 年 2 月 1 日から 16 年 2 月 20 日まで A 株式会社に勤務していた。
厚生年金保険料は資格取得月である 7 年 2 月分から資格喪失月である
16 年 2 月分まで控除されているので、申立期間について被保険者期間
として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書によると、申立人は厚生年金保険の資格取得月である平成 7 年 2 月及び資格喪失月である 16 年 2 月の厚生年金保険料を当月分給与から控除されていること等から A 株式会社における源泉控除は、当月控除方式を採用していたと認められる。

また、雇用保険の記録及び申立人の供述から申立人が平成 16 年 2 月 20 日付けで同社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する」とされており、また同法第 14 条第 2 号において被保険者は事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失すると規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、退職日の翌日（平成 16 年 2 月 21 日）で被保険者資格を喪失していることから、16 年 2 月は被保険者期間には参入されないものであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年3月20日まで
昭和27年、上京して姉の嫁ぎ先にいて仕事を探しているときに、近所の人から、その人の娘と一緒にA株式会社B工場に勤めてみてはどうかと勧められ、同工場に勤務した。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA株式会社B工場の男性の同僚の記録が社会保険事務所で保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿から確認できること、及び申立人の仕事内容の記憶が鮮明であることなどから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社から提出された昭和27年10月の社内報の「お誕生日おめでとう一十月生まれの人々」欄に申立人の氏名は無く、申立人と同時期に勤務したと思われる数名の同僚も、申立人の記憶は無いと供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿には申立人及び申立人が一緒に就職したとする女性の同僚の記録は確認できず、健康保険の番号の重複も欠番も無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 35 年 1 月まで

私は、新聞の募集で有限会社A（現在は、株式会社B）に入社し、昭和 33 年 9 月から 35 年 1 月まで勤務しておりました。

入社当初に 3 か月間の研修がC地の本社で行われ、その後、各地のデパートで実演販売員として、勤務しておりましたがその間の年金の記録がありません。

50 年前の記憶のみで、確認できる資料が無いのですが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態について、事業主は、保管している人事記録において、申立人の記録は無いとしている上、厚生年金保険の適用について「実演販売員としてパート、アルバイト扱いの人がいたこと、社会保険の加入を嫌う人もいた。」と供述している。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態について同僚にも照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aの厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、申立期間に係る健康保険の番号に欠番が無いことから、社会保険事務所の記録に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A 株式会社に勤務していた申立期間が欠落している。申立期間については、同社において正社員として板金の仕事をしていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 株式会社は、昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A 株式会社は既に解散し、当時の代表者も亡くなっており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していた同僚にも照会したが、資格取得は申立期間後の昭和 33 年 5 月 1 日となっていると供述している。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 10 日から 38 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた申立期間が欠落している。申立期間については、同社において正社員として社用車の運転の仕事をしていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述により、申立人が有限会社Aに勤務していたこととはうかがえる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の届出について元事業主は、事業所は既に解散し、書類等は一切廃棄処分しているほか、当時経理担当であった母親は亡くなっており、厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の届出について、社会保険事務所が保管する有限会社Aの厚生年金保険被保険者名簿において同社で被保険者であることが確認できる同僚にも照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得は昭和 38 年 10 月 1 日となっており、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は無いことから、社会保険事務所の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 17 日から 43 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、兄が勤務していた有限会社A（当時はB）に兄より1年遅れて入社した。健康保険証を使って、怪我の治療や歯の治療をした記憶もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚であるその兄の供述により、申立人が申立期間においてB（昭和 42 年 12 月 2 日に有限会社Aとなる。）に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、元事業主は、申立人について「昭和 42 年 12 月に有限会社として法人設立をした後の 43 年 2 月から健康保険と厚生年金保険の資格を取得し、それぞれに加入したはず。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は事業主及びその妻と同時に昭和 43 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

加えて、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 6 月 2 日まで
社会保険庁の記録では、平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 6 月 2 日までの標準報酬月額は 24 万円から 26 万円と低額に設定されているが、確定申告書控えによれば 50 万円のはずである。当該期間について標準報酬月額を 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税の確定申告書及び事業所からの回答により、申立人は申立期間について、給与と報酬をA株式会社から受け、同社は給与のみを標準報酬月額の基礎として社会保険事務所に届け出ていることが推認されるが、同社から提出された販売委託契約書によると、申立人は同社と平成 10 年 10 月 30 日に販売委託契約を結んでおり、被保険者資格取得日である 11 年 1 月 1 日において標準報酬月額の基礎となる給与が 24 万円（11 年 10 月からは 26 万円）であることを認識していた可能性がある。

一方、事業主から提出された申立人の平成 11 年分の賃金台帳により、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を給与から控除していたことが認められるとともに、社会保険事務所の標準報酬月額の記録に不自然さはない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 10 日まで
私の母親がA株式会社に勤めていた事情から、私も同社に勤務することになった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に対し、申立期間当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、同社では当時の関連資料は処分し不明であるとしており、同僚からも申立人の申立期間当時の勤務実態について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 36 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 36 年 10 月から 37 年 5 月まで
④ 昭和 45 年 3 月から 46 年 10 月まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間②は株式会社Bに、申立期間③はC株式会社に、申立期間④はD株式会社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が書いた自分史に、A株式会社での仕事の内容等が具体的に記述されており、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社はE株式会社に合併し解散しており、E株式会社では、申立期間①について勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしている。

また、A株式会社の元事業主は、申立期間①当時の事業主や事務担当者は既に亡くなり、当時の関係資料も保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿を、申立期間①について確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

その上、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が書いた自分史に、株式会社Bでの仕事の内容等が具体的に記述されており、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から「株式会社B」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができず、元事業主も、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとしている。

また、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録によると、元事業主及び同僚についても、株式会社Bに係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

- 3 申立期間③について、元事業主の回答等により、申立人がC株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C株式会社はF株式会社に合併し解散しており、F株式会社では、申立期間③について勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしている。

また、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険料の控除について元事業主及び同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る事業所別被保険者名簿を、申立期間③について確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④について、同僚の供述により、申立人がD株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から「D株式会社」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、D株式会社は既に解散しており、申立期間④に係る申立人の厚生年金保険料の控除について元事業主及び同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録によると、元事業主及び同僚についても、D株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 30 日から 49 年 8 月 1 日まで
株式会社Aには昭和 30 年 8 月から 62 年 5 月まで継続して勤務し、厚生年金保険にも 47 年 4 月 1 日から加入していたが、申立期間の加入記録が無い。

当該期間も退職しておらず厚生年金保険料を支払っていたと思われるので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は処分していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る被保険者原票において申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚にも厚生年金保険料の控除について照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間における被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることが確認でき、B市が保管する国民年金被保険者名簿で納付日が判明している昭和 47 年度の保険料の納付日をみると、夫婦とも納期限内の同一日に納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月27日から42年1月1日まで
② 昭和42年3月30日から44年5月22日まで
③ 昭和44年5月6日から45年1月31日まで

会社を退職した際にはその月の分の給与のみ受け取り、脱退手当金も退職金も受け取っていない。脱退手当金の請求もしていないし、申請書類も受け取っていない。この記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、添付された退職所得申告書等の書類には、申立人の記名押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられるとともに、脱退手当金裁定伺には、申立人の当時の住所地にあったA銀行B支店（現在は、C銀行D支店）に国庫金として送金されたことが推認される記載が確認できる。

また、株式会社Eに係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和45年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで
申立期間の標準報酬月額が社会保険庁の記録では 9 万 8,000 円となっているが誤りである。当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額について平成 6 年 2 月 1 日に 5 年 10 月の定時決定の取消しを行い、4 年 11 月から 6 年 9 月までの 23 か月間さかのぼり、53 万円を 9 万 8,000 円に訂正したことが確認できる。

しかしながら、元従業員の供述では、申立期間に株式会社Aが社会保険料の滞納があったとしていること及び社会保険料の納付を代表取締役が行っていたとしていることなど、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上妥当ではなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 26 日から同年 8 月 31 日まで
(A株式会社)
② 昭和 40 年 1 月 25 日から同年 5 月 25 日まで
(B株式会社)
③ 昭和 52 年 4 月ころから 55 年 4 月ころまで
(C株式会社)
④ 昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで
(D有限会社)
⑤ 昭和 62 年 3 月 10 日から平成 2 年 5 月 31 日まで
(D有限会社)

申立期間①のA株式会社については、兄の紹介で入社し勤務していた。
申立期間②のB株式会社については、社会保険庁の記録よりも長く勤務していた。

申立期間③のC株式会社については、勤務していたのに厚生年金保険が未加入になっている。

申立期間④及び⑤のD有限会社については、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 2 年 5 月 31 日まで勤務していたのに、社会保険庁の記録と一致しない。

申立期間①から⑤までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA株式会社は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 33 年 2 月 5 日に厚生年金保険

の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主も「申立期間当時、社会保険の適用を受けていなかったため届出をしていないと推測される。」と回答している。

さらに、法務局の商業登記によれば、会社成立は昭和 29 年 4 月 26 日となっている。

加えて、申立人が申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が B 株式会社に期間は特定できないものの勤務していたことは、同僚の供述からうかがえる。

しかしながら、B 株式会社は既に全喪しており、当時の事業主の連絡先が不明なため、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録において B 株式会社の被保険者であることが確認できる同僚にも申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立期間②における申立人の雇用保険の被保険者記録も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が C 株式会社に勤務していたことは同僚の供述からうかがえる。

しかしながら、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険料の控除について同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 52 年に同社で厚生年金保険の資格を取得している者は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C 株式会社が加入している厚生年金基金には申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらず、雇用保険の被保険者記録も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間③について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④及び⑤について、D 有限会社に勤務していたことは同僚の供述からうかがえる。

しかしながら、D 有限会社は既に廃業しており当時の事業主と連絡が

とれないため、申立期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録においてD有限会社の被保険者であることが確認できる同僚にも、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間⑤について、E町からの回答によれば、国民健康保険の加入記録が昭和62年3月10日から平成18年1月5日まで確認できる。

加えて、申立人が申立期間④及び⑤について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立期間④及び⑤における申立人の雇用保険の被保険者記録も見当たらない。

5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 9 月 25 日まで
(株式会社A)
② 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 6 年 2 月 16 日まで
(B株式会社)

社会保険庁の記録によれば、株式会社AとB株式会社における標準報酬月額がもらっていた給料と大きく違う。

申立期間①及び②における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の事業主は、いずれも標準報酬月額の決定方法について「歩合等を除く固定給で決定している。」と回答している。

また、申立期間①については、健康保険厚生年金保険被保険者原票は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

さらに、申立期間②については、事業主から提出された申立期間に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し、加入員標準給与決定通知書の写し及び被保険者標準報酬決定通知書の写しにより確認できる標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、C年金基金及びD健康保険組合に届出されている標準報酬月額も同様に社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 5 日から 39 年 12 月 21 日まで
株式会社Aを退職する時に脱退手当金の手続をしたことも、受け取ったこともない。

一緒に勤めていた友人も、自分より前に株式会社Aを退職したが、脱退手当金はもらわなかったと言っている。

私は、株式会社Aを昭和 39 年 12 月に辞めたが、脱退手当金の支給日は 41 年 1 月 19 日となっている。この時期は 40 年 2 月に生まれた長女の子育ての時期で、脱退手当金の手続をする余裕はなく、受け取った覚えもないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 26 日から 34 年 5 月 31 日まで

私は、A株式会社B工場を昭和34年5月に退職した。勤務した期間の厚生年金保険は一時金で支給されたとのことだが、もし一時金を受け取ったならば、生活の苦しいときだったので忘れるはずはない。手続きをした記憶も受け取った記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年9月9日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 12 年 10 月 21 日まで

申立期間のころは、会社の経営が苦しく、管轄の社会保険事務所に保険料の支払いが困難である旨の相談に行った際に、担当官の二人が何か相談していた記憶がある。

その後、経営が行き詰まり、平成 14 年ころに会社を閉鎖した。申立期間当時は、月給 100 万円前後をとっており、そのほとんどを会社に入れていた。

毎月の保険料は、うろ覚えながら 8 万円前後支払っていたと思う。

ところが、その標準報酬月額が知らないうちに遡及^{そきゅう}して訂正されており、納得がいけない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていた A 株式会社は、平成 12 年 10 月 21 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額は同年 10 月 23 日に、8 年 9 月から 12 年 10 月までが 98 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の社会保険事務手続は社会保険労務士又は従業員が行っていたことはいかがえるが、申立人は、申立期間当時、同社が一時厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

また、申立人は破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額の引き下げに関与した事実がなかったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負

っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月31日から20年9月15日まで
昭和19年3月に国民学校高等科を卒業し、A地にあったB株式会社に入社した。自分と同時期に約50名が入社し、そのうち2名の元同僚には厚生年金保険被保険者としての記録があると聞いたが、自分が同社に勤務していた期間については記録が無く、納得がいかない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が発行した在籍証明書及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB株式会社C所の厚生年金保険台帳で昭和19年2月から20年9月までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無かった。

また、B株式会社の後継企業であるD株式会社は、申立人の勤務形態や申立てどおりの資格取得に関する届出を行ったかは不明としており、現存する昭和19年3月から20年9月までのB株式会社C所の資格取得届を確認したが、申立人の記録は無かったと回答している。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。